

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	11-02-01	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	建築紛争相談	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山	担当者名	中島・星野
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-03-01	建築紛争相談事務費	内線	2825			
事務事業の種類	○新規事業（○29年度 ○28年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業						
開始年度	●昭和 ○平成 53年度 根拠法令等						
終期設定	○有 ●無 年度 法令等						
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準 計画区分 ○計画 ●非計画						
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市				
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成				
	施策	02	快適な居住環境の形成				
目的	中高層建築物の建築に伴い生じる日照障害や電波障害、工事被害等、関係住民と建築主との間の紛争を予防又は調整し、地域における健全な生活環境の維持及び向上を図る。						
対象者等	○高さ10mを超える建築物（中高層建築物）の建築主及び関係者（延べ面積10,000㎡を超える場合は都扱い） ○中高層建築物の敷地境界線から、その高さの2倍の範囲内にある土地又は建築物の権利者及び居住者 ○中高層建築物による電波障害の影響を受ける者						
内容	電話及び窓口にて、随時相談を受付。建築紛争相談員が対応し、助言・指導などを行っている。専門的助言、指導を必要とするケースについては、建築紛争調整員が対応する（原則月曜日、事前予約制）。なお、当事者間の話し合いでは解決する見込みがなく、双方から紛争調整の申出があった場合に、建築紛争調整員があっせんを行う。あっせんでは、当事者双方の主張の要点を確かめ、紛争の解決を図る。あっせんによっても解決の見込みが無い場合は、あっせんを打ち切り、調停に移行するよう勧告することができる。 1 建築紛争調停委員（任期2年） 会長 1人 委員 5人 2 建築紛争調整員（任期2年） 6人 3 調停委員会、調整員会議 4 特別区調停委員等連絡協議会、特別区調停委員等連絡協議会第二ブロック会						
経過	都市部における土地の高度利用化の進展に伴う、日照紛争や電波障害といった建築紛争に対する問題解決を図るため、昭和51年の建築基準法改正を契機に、中高層建築物への高さ制限には東京都日影規制条例が、紛争調整には紛争予防条例が制定され、双方セットの一貫した日照問題対策として昭和53年度からスタートした。 S53.12.7 荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例制定 S54.2.15 荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則制定 S57.7.9 荒川区建築紛争調整員設置要綱制定 H19.9.27 条例改正（建築主の説明会への出席を義務化） H20.5.30 条例施行規則改正 H29.4～ 専門相談体制の見直し ※27.4.1近隣まちづくり推進事業から統合（専門相談・まちづくりコンサルタント派遣）						
必要性	専門的な立場からの意見を聞ける場合は区民にとって重要である。また、調停委員会は国が利用促進に期待を寄せている裁判外紛争解決(ADR)機関であり、裁判所における判決手続きとは異なり、専門性を発揮しつつ、簡易、迅速な処理を目的としている。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員)						

(単位：千円)

予算・決算額の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		2,770	2,526	2,405	2,405	2,766	2,868	2,741
決算額（29年度は見込み）		2,147	2,180	2,284	1,913	2,076	1,873	2,741
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	中高層相談件数	340	375	536	554	601	706	620
	あっせん件数	0	0	2	0	1	0	4
	専門相談件数	8	6	5	9	2	3	6
	サポーター派遣件数	88	41	27	26	23	28	26

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	委員報酬	1,846	報酬	委員報酬	1,604	報酬	委員報酬	2,312
報償費	専門相談	65	報償費	専門相談	129	報償費	専門相談	217
旅費	費用弁償	51	旅費	費用弁償	39	旅費	費用弁償	61
需用費	事務用品	24	需用費	事務用品	10	需用費	事務用品	32
負担金補助等	特別区・第二ブロック	90	負担金補助等	特別区・第二ブロック	90	負担金補助等	特別区・第二ブロック	119

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	12,583	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	49	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	219	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	627	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 13,478	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	13,478	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 13,478	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 13,478	-
備考								

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	中高層建築物相談件数	554	601	706	620	620	目標値は26～28年度の平均
	② あっせん物件解決率(%)	0	0	0	100	100	あっせん物件件数が0件の場合、解決率は0%とした
	③						

問題点・課題	『荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例』や『荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例』の整備により、近隣住民への周知等一定の調整ができたが、住民の権利意識の高まりから、相談は今まで以上に複雑でより専門的なものになっている。						
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	より専門的な助言、指導を必要とする際、建築紛争相談員から調整員の紛争相談へ、スムーズに対応する。	相談者から内容を詳しく聞き取ることに努めた結果、調整員から適切なアドバイスを受けることができた。	引き続き、専門的な助言、指導を必要とする際、建築紛争相談員から調整員へ、スムーズに対応する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
改善・見直し	推進	生活環境の変化に不安を持つ住民が、専門家からの意見を聞ける場として重要であるが、建替え等の相談件数が減少していることから専門相談の一部相談体制を見直した。

議会(要旨)状況	○H20一定 地上デジタルテレビ放送移行に伴う問題について
----------	-------------------------------

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	11-02-02	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	建築審査会	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山	担当名	中島、林
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-05-01	建築審査会事務費					2838
事務事業の種類	○新規事業（○29年度 ○28年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業						
開始年度	●昭和 ○平成 58年度 根拠 建築基準法第78条						
終期設定	○有 ●無 年度 法令等 荒川区建築審査会条例						
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準 計画区分 ○計画 ●非計画						
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市				
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成				
	施策	02	快適な居住環境の形成				
目的	建築基準法に基づく特定行政庁等の業務が正しく執行されるように設けられた建築審査会の円滑な運営を図る。						
対象者等	荒川区内に建物を建築する建築主、当該建築物の関係権利者。 建築基準法令の規定による処分又はこれに係る不作為に不服がある者。						
内容	1 建築審査会の職務①建築基準法による特定行政庁の許可等に対する同意 ②特定行政庁、建築主事、建築監視員若しくは指定確認検査機関の処分又はこれに係る不作為に対する審査請求（不服申立て）についての裁決 ③特定行政庁の諮問に応じての重要事項の審議 ④建築基準法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議 2 建築審査会委員（任期2年）会長 1人・委員 4人・専門調査員 1人 3 建築審査会の開催 年10回（H29年度予算） 4 その他会議 全国建築審査会会長会議、特別区建築審査会委員等連絡協議会、特別区建築審査会委員等連絡協議会第二ブロック会会議 ＊ 昭和57年、地方自治法及び建築基準法施行令149条の一部改正により、特別区に建築審査会を設置、昭和58年度からスタートした（都から区への権限の移譲）。建築審査会の運営は事務の効率化を図るため、二ブロックで委員を共通とし共同運営を行っている。						
経過	昭和57年、地方自治法及び建築基準法施行令149条の一部（特別区の特例）の改正により、特別区に建築審査会が設置され、昭和58年度からスタートした（都から区への権限の移譲）。 S58. 3.23 荒川区建築審査会条例制定 S63.12.23 荒川区建築審査会運営規程制定 H11. 4.20 建築基準法第43条第1項ただし書許可審査基準制定（建築課） H14. 3.28 荒川区近隣まちづくり推進制度についての答申 H19. 4.24 荒川区近隣まちづくり推進制度改正についての報告 H27. 4.1 荒川区建築審査会条例一部改正（マン建法関係） H28. 4.1 荒川区建築審査会条例一部改正（委員の任期）						
必要性	建築審査会は、建築基準法に基づき設置を義務付けられている。特に建築基準法に基づく処分の取消訴訟との関係においては、専門的、技術的性格を有するものであるため必要性は極めて高い。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		1,703	1,619	1,767	1,817	2,197	1,622	1,880
決算額（29年度は見込み）		1,482	1,225	783	640	2,139	700	1,880
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	建築審査会開催数	9	8	3	2	14	4	10
	同意案件件数	7	16	2	2	6	5	4
	審査請求件数	1	1	0	1	3	0	1

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	委員報酬	1,676	報酬	委員報酬	548	報酬	委員報酬	1,357
報償費	決算書作成	238	旅費	決算書作成	9	報償費	決算書作成	119
旅費	費用弁償・全国会議	6	需用費	費用弁償・全国会議	34	旅費	費用弁償・全国会議	117
需用費	事務用品・図書購入	40	需用費	事務用品・図書購入	108	需用費	事務用品・図書購入	50
役務費	速記録手数料	71	役務費	速記録手数料	0	役務費	速記録手数料	116
負担金補助等	全国・特別区・第二ブロック	108	使用料等	建築審査会会場	0	使用料等	建築審査会会場	3
			負担金補助等	全国・特別区・第二ブロック	108	負担金補助等	全国・特別区・第二ブロック	118

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	4,155	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	43	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	108	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	207	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 4,513	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	4,513	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 4,513	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 4,513	-
備考								

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	同意案件件数	2	6	5	4	4	目標値は、予測値として算定
	② 審査請求件数	1	3	0	1	1	目標値は、予測値として算定
	③						

問題点・課題	安心・安全な生活環境を求める住民環境の高まりから、建築行政に対する要望や期待は高まっている。また、民事と建築基準法との関係など、解決が難しい問題も増えてきていることから、事務局として、いつ審査請求が提起されてもいように備えておく必要がある。						
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	昨年度に引き続き、同意案件や審査請求の提起に、建築審査会事務局として体制整備していく。	建築指導課建築審査係と密に連絡を取り、建築審査会の円滑な運営に努めた。	引き続き、建築指導課建築審査係と密に連携を取り、建築審査会の円滑な運営に努める。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
推進	推進	法に基づく同意、審査請求による裁決を行う機関として必要である。

議 会 質 問 状 況 (要旨)	
------------------	--

No1

(単位：千円)[illegible]

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	1,662	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	0	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	3,485	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	83	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 5,230	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	5,230	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 5,230	-
備考	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 5,230	-

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	融資実行件数（新規）	0	0	0	3	3	H29年度は予測値
	② 利子補給件数	44	42	36	39	40	29年度は28年度～29年度までに繰上返済がない場合の推定値
	③						

問題点・課題	街づくり事業を円滑に推進するための事業であり、継続を要するが、対象事業が「都市計画道路事業補助線街路第331号」のみとなり、昨今は申請件数が少なくなっている。						
他区の実況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、用地取得を所管する用地係と連携を図り、本制度の対象者への周知を含め、事業を有効に活用する。	用地取得を担当する用地係と連携を取ったが、今年度は該当がなかった。	引き続き、用地係と連携を図り、本制度の対象者への事業周知に努める。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
推進	推進	区の街づくり事業を円滑に推進するために必要である。

議 会 質 問 状 況	
-------------	--

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	11-02-04	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	住宅建替え資金融資あっ旋事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山		
		担当者名	中島、林	内線	2838		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-02-01	住宅建替え資金融資あっ旋事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○29年度 ○28年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業						
開始年度	○昭和 ●平成 4年度 根拠 荒川区住宅建替え資金融資あっ旋事業実施要綱						
終期設定	○有 ●無 年度 法令等						
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準 計画区分 ○計画 ●非計画						
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市				
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成				
	施策	02	快適な居住環境の形成				
目的	区内で老朽住宅（減価償却資産の耐用年数等に関する省令〈昭和40年大蔵省令第15号〉に定める耐用年数の2/3を経過した住宅）を除却し、建替え等を行う方に、住宅の取得に必要な資金の一部を、区が金融機関に融資あっ旋するとともに、一定期間利子の一部を補給することにより、住宅の防災性の向上を促進し、もって、良好な住環境の形成に資することを目的とする。						
対象者等	① 除却しようとする老朽住宅の所有者又はその親族であること ② 申込者が住民税等を滞納していないこと ③ 申込時の年齢が満20歳以上満70歳以下、返済完了時の年齢が満80歳以下の方 ④その他						
内容	1 融資限度額 2,000万円 2 利子補給率 1.5% 3 利子補給期間 融資契約期間の前半分（最長10年） 4 本人負担利率 住宅ローンの利率から補給利率を差し引いた利率 5 対象住宅 ① 老朽住宅から耐震性を満たす耐火建築物等の住宅への建替え等であること ② 取得しようとする住宅の所有者又はその親族が居住すること ③ 併用住宅も可（ただし、住宅部分の面積2分の1以上） ④ 老朽住宅又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める簡易建物でないこと ⑤ 取得する住宅が、取扱金融機関の定める条件に該当するものであること ⑥ 取得する住宅が、法その他関係法令の規定に適合するものであること ⑦ その他						
経過	平成8年度：補給利率引き下げ（2.0%→1.2%） 平成10年度：補給利率引き下げ（1.2%→0.9%） 平成12年度：補給期間引き下げ（13年→10年） 平成23年度（12月6日以降）：旧耐震基準の住宅等への補給率を引き上げ（0.9%→1.2%） 平成25年度：老朽住宅の除却を伴うことが必須条件となる。 名称変更（住宅建設・購入資金→住宅建替え資金） 補給利率引き上げ（0.9%又は1.2%→1.5%） H25年12月1日 融資実行日の制限を廃止						
必要性	区内で老朽住宅を除却し、建て替え等を希望する者に融資あっ旋と利子補給をすることで、住宅の防災性の向上を促進し、良好な住環境の形成を進めていく必要がある。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		69,006	52,946	56,400	48,344	40,993	36,205	31,955
決算額（29年度は見込み）		48,753	37,770	31,359	28,144	26,274	24,142	31,955
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	利子補給率（一般/旧耐震）（%）	0.9 / 1.2	0.9 / 1.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
	最長利子補給期間（年）	10	10	10	10	10	10	10
	実行件数/あっ旋件数	10/12	27/29	6/7	3/4	7/7	5/4	15/15
	融資実行額（千円）	186,850	506,450	107,500	60,000	124,000	98,000	300,000

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費	7	需用費	消耗品費	7	需用費	消耗品費	11
負担金補助等	融資あっ旋利子補給	26,267	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	24,134	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	31,944

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	3,324	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	7	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	24,134	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	166	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 27,630	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	27,630	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 27,630	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 27,630	-
備考								

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	あっ旋件数	4	7	4	15	15	目標値は予測値
	② 融資実行件数	3	7	5	15	15	目標値は予測値
	③						

問題点・課題	老朽住宅を耐震性を満たす耐火住宅へ建替えるために有効な事業であるが、平成25年度に老朽住宅の除却を条件としたことから申請件数は少なくなっている。老朽住宅をそのままにしておく危険性なども含め、広く事業内容を周知していく必要がある。						
他区の実況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き老朽住宅の建替えを促進させるため、事業内容のPRを行うとともに、密集事業や不燃化促進事業と連携していく。	密集事業や不燃化促進事業の担当者と連携を図り、相互に協力して制度の説明を行った結果、多くのお客様に制度の周知ができた。	来庁されたお客様だけでなく、電話での問い合わせの際にも、相互に協力しながら積極的にPRを行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
推進	推進	老朽住宅の建替えにあわせた融資あっ旋によって地域の防災性の向上を図る必要がある。

議 会 質 問 状 況 (要旨)	
------------------	--

No1

(単位：千円)

[illegible]

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	1,662	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	0	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	29	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	83	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 1,774	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	1,774	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 1,774	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 1,774	-
備考								

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	融資実行件数	0	0	0	6	6	目標値は予測値
②							
③							

問題点・課題	工事着工後に事業内容を確認に来る対象者がいるため、融資あっ旋できない場合があることから、耐震事業とも連携しつつ、HPや区報による事業の周知を行う必要がある。						
他区の実況	(実施 9 区 未実施 13 区 不明 0 区)						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	耐震改修に併せた事業内容のPRを行うとともに、事業がより多くの方に周知されるよう引き続きPRに努める。	金融機関やハウスメーカーの担当者が別件で来庁した場合でも事業内容のPRに努めた。	耐震事業担当者との連携を図り、来庁や電話の問い合わせがあった際にも積極的にPRを行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
推進	推進	住宅の耐震改修にあわせた融資あっ旋によって、地域の防災性の向上を図る必要がある。

議会(要旨)質問状	○H25四定 住宅リフォーム助成制度について
-----------	------------------------

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	11-02-06	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	都市防災不燃化促進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	能見		
		担当者名	大沼・前川	内線	2821		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-03-01	都市防災不燃化促進事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○29年度 ○28年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業						
開始年度	●昭和 ○平成		58年度	根拠	社会資本整備総合交付金交付要綱		
終期設定	●有 ○無		36年度	法令等			
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	11	防災・防犯のまちづくり				
	施策	03	災害に強い街づくりの推進				
目的	大規模地震等により発生する市街地火災から避難する住民を守り、防災上重要な避難路・避難地の安全性を確保するため、その周辺地域を不燃化促進区域に指定し、耐火建築物の建築費用の一部を助成することにより不燃化促進を図る。それにより、市街地火災の延焼拡大を防ぎ、住民の生命・財産を守る。						
対象者等	事業期間内に「不燃化促進区域(避難路沿道から幅員30m、避難地周辺から周囲120mの区域)」に指定された地区内で、2階建て以上かつ高さ7m以上の耐火建築物を建てる者。※宅地建物取引業者等は除く。						
内容	*不燃化助成制度の内容 (1)基本助成 1～3階までの延べ床面積に応じて助成。最低保障額200万円。＜国・都・区＞ (2)加算助成 ①除却助成費＜国・都・区＞ ②三世代住宅＜国・区＞(120万円) ③仮住居費＜国・都・区＞(48万円) ④賃貸用共同住宅＜区単＞(100万円) ⑤共同・協調建替え＜区単＞(100万円) ⑥住宅型不燃建築物助成 ＜国・都・区＞(4階以上の住戸面積に応じて助成)						
経過	昭和58年 7月 荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱制定 助成額最低保障・共同化加算制度実施 昭和60年 4月 三世代住宅加算制度実施 平成元年 5月 協調建替え加算制度、仮住居費助成制度実施 平成 4年 4月 賃貸用共同住宅加算制度、住宅型不燃建築物助成制度実施 平成21年 3月 荒川区防災密集地域総合整備事業制度要綱 及び荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱制定 平成26年 4月 荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱改正（除却助成費の新設） ＜事業実施地区＞ 補助90号線第二：H11.4～31.3 補助90号線第三：H27.10～37.3						
必要性	建築主に建築費用の一部助成を行う本事業は、耐火建築物へと建替促進を誘導する効果が大きく、不燃化促進の指標である不燃化率を早期に向上させるためにも実施し続ける必要がある。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員)						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		50,626	31,618	21,856	15,417	31,782	16,315	29,698
決算額（29年度は見込み）		49,952	2,984	16,726	7,859	15,274	13,559	29,698
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	放射12号線(補助107号)地区(件数)	-	-	-	-	-	-	-
	補助90号線地区（件数）	3	1	2	-	-	-	-
	補助90号線第二地区（件数）	4	0	0	1	2	2	2
	補助90号線第三地区（件数）	-	-	-	-	0	0	1

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
旅費	研修会旅費	56	旅費	研修会旅費	0	旅費	研修会旅費	42
需用費	消耗品購入等	166	需用費	消耗品購入等	149	需用費	消耗品購入等	100
負担金補助等	建設補助金	15,052	負担金補助等	建設補助金	13,411	負担金補助等	建設補助金	29,556

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	3,347	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	149	-	国庫支出金	-	8,000	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	3,325	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	40	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	11,325	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	167	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 5,749	-
	その他行政費用	-	13,371	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	17,074	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 5,749	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 5,749	-
備考								

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度 見込み	目標値 (38年度)	
①	地区不燃化率(%) (補助90号線第二地区)	37.6	38.2	39.2	39.8	40	耐火・準耐火建築面積/総建築面積 H30年度 40%
	地区不燃化率(%) (補助90号線第三地区)	60.7	60.9	61.3	61.7	70	耐火・準耐火建築面積/総建築面積 H36年度 70%

問題点・課題	○補助90号線第二地区において延焼遮断帯の機能を発揮する不燃化率40%がまだ達成されていない。 ○補助90号線第三地区における助成実績がない。						
他区の実況	(実施 10 区 未実施 12 区 不明 0 区)						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む 具体的な改善内容	平成28年度に実施した 改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	補助90号線第三地区における更なる事業周知を図るため、対象区域においてチラシの個別配布を行う。	第三地区においてチラシの個別配布を実施したところ、沿道権利者から問い合わせがあった。	第二地区の事業期間は残り2年となることから、戸別配布に加え区域内の土地所有者等に対しダイレクトメールを送付する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
推進	推進	延焼遮断帯を形成するため、本事業を推進する。

議 会 質 問 状 況	
-------------	--

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	11-02-07	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	分譲マンション対策	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山	担当者名	中島・石坂
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-05-01	分譲マンション対策費	内線	2838			
事務事業の種類	○新規事業（○29年度 ○28年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業						
開始年度	○昭和 ●平成 13年度 根拠法令等						
終期設定	○有 ●無 年度 法令等						
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準 計画区分 ●計画 ○非計画						
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市				
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成				
	施策	02	快適な居住環境の形成				
目的	分譲マンションの維持管理等に関する意識啓発、情報の提供を推進し、分譲マンションにおける良好な居住環境の確保と居住者の意識、マナーの向上を図ること。						
対象者等	区内の分譲マンション管理組合や区分所有者、購入予定者を対象とする。						
内容	1 意識啓発 分譲マンションの居住マナーや維持管理など、基礎的な知識等に関する課題を解決するため、マンション管理組合や区分所有者、購入予定者を対象にセミナーを開催するとともに、管理組合にコンサルタントを派遣する。 2 交流会 交流会組織の充実のため、組織の確立、規約等の作成について、推進できる環境づくりを促進する。 3 マンション相談 東京都が実施する管理アドバイザー制度、建替え・改修アドバイザー制度及びマンション専門相談と密接な連携を図り、より一層の相談体制の充実を図る。						
経過	H11年度 荒川区分譲マンション実態調査実施 H12年度 荒川区住宅マスタープランにて「分譲マンションの管理等に関する支援体制の確立について」を方針化 H13年度 分譲マンションセミナー実施（毎年1回） H18年度 分譲マンションセミナーを第1部（講義）・第2部（テーマ別グループ情報交換）形式で実施 H19年度～ 分譲マンションセミナーを第1部・第2部形式で毎年2回実施 H21年度 荒川区マンション実態調査実施 ※27.4.1近隣まちづくり推進事業から統合						
必要性	分譲マンションは、個人財産であるが、区分所有という特殊性や建物規模等から、法律・維持管理に関する技術的な専門知識と適正なマンション管理運営を行う上で管理組合等の自立が必要不可欠である。また、居住者の地域コミュニティへの参加を促進するためにも交流会を活用する必要がある。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ①区内分譲マンション管理組合にセミナー開催通知の送付 ②区報・ホームページ掲載 ③セミナー実施（当日、実態調査アンケート実施。相談窓口の紹介・関連施策についての資料配布。）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		136	136	136	137	450	450	450
決算額（29年度は見込み）		133	126	126	130	305	264	450
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	マンションセミナー（参加者数）	89	69	78	57	72	60	63
	マンション相談（相談件数）	29	16	19	20	19	9	16
	コンサルタント派遣件数	7	6	1	0	6	3	8

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼、コンサルタント派遣	277	報償費	講師謝礼、コンサルタント派遣	210	報償費	講師謝礼、コンサルタント派遣	358
需用費	セミナー贈い・事務用品	28	需用費	セミナー贈い、事務用品、図書	54	需用費	セミナー贈い、事務用品、図書	92

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	1,921	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	54	-	国庫支出金	-	20	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	210	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	20	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	96	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 2,260	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	2,280	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 2,260	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 2,260	-
備考								

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	マンションセミナー（参加者数）	57	72	60	63	63	26年度から28年度の平均
	② マンション相談（相談件数）	20	19	9	16	16	26年度から28年度の平均
	③						

問題点・課題	・マンションの居住環境の維持・向上（管理規約・長期修繕計画等）のため、住民、管理組合の専門的知識を高めていく必要がある。 ・マンション管理組合と地域コミュニティとの関係が希薄である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続きマンションセミナーを通して、専門的知識を高めるとともに、長期修繕計画等に関する理解を深める。	マンションセミナーを通して、専門的知識を高めるとともに、長期修繕計画等に関する理解を深めることに寄与した。	引き続きマンションセミナーを通して、専門的知識を高めるとともに、長期修繕計画等に関する理解を深める。
②	引き続き荒川区マンション管理組合交流会の充実を図り、知識・経験を増やす。	荒川区マンション管理組合交流会の充実を図り、知識・経験を増やすことに寄与した。	引き続き荒川区マンション管理組合交流会の充実を図り、知識・経験を増やす。
③	引き続きHP等を利用してPRする。	HPに東京都マンションポータルサイトへのリンクページや国・都等が開催する各種セミナー等のお知らせのページを新設した。	引き続きHP等を利用してPRする。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
推進	推進	管理意識の向上と情報提供等による管理組合支援は必要である。

況議(要質問状)	○H23一定 マンション管理について ○H26一定 マンション管理問題について ○H27年度2月 マンション等の老朽化への対応 ○H28年度2月 管理不全マンションの対策について
----------	--

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	11-02-08	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	木造建物耐震化推進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山	担当	岩本、田中、竹内、熊谷
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-09-01	木造建物耐震化推進事業費	内線	2827			
事務事業の種類	○新規事業（○29年度 ○28年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業						
開始年度	○昭和 ●平成 17年度 根拠 耐震改修促進法、荒川区木造建物耐震化推進						
終期設定	●有 ○無 37年度 法令等 事業制度要綱・実施要領						
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準 計画区分 ●計画 ○非計画						
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	11	防災・防犯のまちづくり				
	施策	03	災害に強い街づくりの推進				
目的	密集した市街地にある木造建物のうち、大規模地震による倒壊等のおそれがある建物について、建物耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等を行う区民を支援する制度を確立することで建物の耐震性等の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。						
対象者等	昭和56年5月31日以前に建築された木造建物の所有者						
内容	1 補助対象建物 戸建住宅（自己用、貸家）・診療所・町会事務所・賃貸アパート 2 補助内容 補助金は、戸建住宅（自己用）の場合、次のとおり ・耐震診断費の10/10（限度額30万円） ・耐震補強設計費の2/3（限度額15万円） ・耐震補強工事費の2/3（限度額100万円） ・耐震建替え工事費の2/3（限度額150万円） ・耐震シェルター設置工事の2/3（限度額30万円）：高齢者又障がい者世帯のみ ・防火耐震補強工事費の9/10（限度額500万円）：不燃化特区区域のみ ・防災ベッド設置費の9/10（限度額50万円）：高齢者又は障がい者世帯のみ						
経過	平成17年5月 木造住宅耐震補強推進事業制度要綱・実施要領制定 平成20年3月 木造住宅等耐震化推進事業制度要綱（以下「要綱」）・実施要領（以下「要領」）改正（補強設計、建替え工事、耐震シェルター工事補助の導入） 平成20年12月 要綱・要領全部改正（対象建物用途の拡充） 平成21年6月 要綱一部改正（高齢者世帯優遇の導入） 平成22年6月 要綱・要領一部改正（建替え工事の対象の拡充） 平成23年10月 要綱一部改正（高齢者世帯年齢引下げ） 平成25年3月 要綱・要領一部改正（簡易耐震診断を廃止し、一般耐震診断補助制度を新設） 平成27年3月 要綱一部改正（防火耐震補強工事補助の新設他） 平成28年3月 要綱一部改正（高齢者世帯の対象の拡充） 平成29年3月 要綱一部改正（防災ベッド設置支援の拡充）						
必要性	当区では木造建物が多数密集しており、地震時に多数倒壊し、道路閉塞により避難、救急活動等に支障をきたすおそれがある。そこで、これらに対し耐震化支援を行い、安全性を確保する。また、耐震改修促進計画の目標の耐震化率95%を実現する重要な支援策である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断、耐震補強工事等着手→耐震診断、耐震補強工事等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		95,140	99,419	157,590	134,700	226,719	82,550	65,250
決算額（29年度は見込み）		78,100	93,985	139,355	73,148	53,614	60,525	65,250
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	耐震診断支援事業（件）	72	92	69	38	35	34	37
	耐震補強設計支援事業（件）	2	6	2	1	6	2	3
	耐震補強工事支援事業（件）	2	3	2	1	5	3	3
	耐震建替え工事支援事業（件）	43	49	64	29	19	23	24

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	耐震診断	10,901	負担金補助等	耐震診断	11,075	負担金補助等	耐震診断	11,700
	耐震補強設計	1,500	負担金補助等	耐震補強設計	450	負担金補助等	耐震補強設計	750
	耐震補強工事	8,713	負担金補助等	耐震補強工事	4,000	負担金補助等	耐震補強工事	5,000
	耐震建替え工事	32,500	負担金補助等	耐震建替え工事	45,000	負担金補助等	耐震建替え工事	46,000
	耐震シェルター設置工事	0	負担金補助等	耐震シェルター設置工事	0	負担金補助等	耐震シェルター設置工事	300
						負担金補助等	防災ベッド設置	1,500

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	6,334	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	0	-	国庫支出金	-	25,687	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	4,686	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	0	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	30,373	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	316	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 36,802	-
	その他行政費用	-	60,525	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	67,175	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 36,802	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 36,802	-
備考								

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	耐震診断支援事業(件)	38	35	34	37	37	25年度に簡易耐震診断から一般耐震診断に変更
②	耐震補強工事支援事業(件)	1	5	3	3	5	
③	耐震建替え工事支援事業(件)	29	19	23	24	25	

問題点・課題	○工事に係る問題(費用負担・引越し) ○既存不適格建物の補強工事の問題(建物の道路突出が解消できない・防火地域内の防火性能向上に費用がかかる) ○高齢者は住宅の耐震化に向けて動くことが難しい(手続き調整・打合せ等) ○熊本地震の被害状況等の報道から、再び区民の耐震化に対する関心が高まっている。						
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、耐震診断実施済みの建物所有者へ意向聴取を行う。	耐震補強工事等の資金や親族同士の意向の不調等の問題により、進展しない案件が多い。	耐震診断実施済みの建物所有者へ意向聴取を継続し、工事着手を働きかける。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき、事業を周知し、耐震化を重点的に推進する。

況 議 会 質 問 状 況 (要旨)	○H26三定 ○H27一定 ○H2811月	「部分・簡易改修の耐震補強工事助成を検討し、耐震化の促進することについて」 「耐震化率の状況。危険度の高い地域では実態にあった対策を行うこと。」 「予防を重視した震災対策に思いきって取り組むこと」
--------------------	-----------------------------	--

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード		11-02-09	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	非木造建物耐震化推進事業			部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課		課長名	村山
				担当者名	岩本、田中、熊谷、竹内		内線	2827
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-09-02		非木造建物耐震化推進事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○29年度 ○28年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 19年度			根拠	耐震改修促進法、荒川区非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領			
終期設定	●有 ○無 37年度			法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	●計画 ○非計画			
行政評価事業体系	分野	VI 安全安心都市						
	政策	11 防災・防犯のまちづくり						
	施策	03 災害に強い街づくりの推進						
目的	大規模地震による倒壊等のおそれがある非木造建物について、耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等を行う区民を支援する制度を確立することで建物の耐震性の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。							
対象者等	1 耐震診断等支援事業：昭和56年以前に建築された非木造建物の所有者 2 分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業：昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンションの管理組合又は区分所有者の代表者							
内容	1 耐震診断等支援事業補助対象建物 ・マンション（分譲、賃貸） ・戸建住宅（自己用、貸家） ・診療所 ・町会事務所 ・一般緊急輸送道路沿道建物（建物高さが道路幅員の1/2を超えるもの） 2 耐震診断等支援事業補助内容 補助金は、分譲マンションの場合、次のとおり ・耐震診断費の2/3（限度額100万円） ・耐震補強設計費の2/3（補助限度額100万円） ・耐震補強工事費の2/3（補助限度額1,000万円） 3 分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業 区が、耐震アドバイザーを派遣し、耐震化に向けた区分所有者間の合意形成等の支援を実施（無料（3回/棟まで））							
経過	平成19年5月 分譲マンション耐震診断事業実施要綱制定 平成20年12月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱（以下「要綱」）全部改正、非木造建物耐震化推進事業実施要領（以下「要領」）制定（対象建物用途の拡充） 平成22年6月 要綱・要領一部改正（分譲マンション耐震アドバイザー派遣制度の新設） 平成22年8月 要綱一部改正（緊急輸送道路沿道建物の対象建物要件の緩和） 平成23年10月 要綱・要領一部改正（特定緊急輸送道路沿道建物耐震診断補助制度の新設） 平成24年3月 要綱・要領一部改正（特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度制定に伴う改正） 平成25年3月 要綱・要領一部改正（居住要件の明確化） 平成26年3月 要綱一部改正（文言整理） 平成27年3月 要綱・要領一部改正（対象建物要件の明確化） 平成29年3月 要綱一部改正（対象建物要件の追加）							
必要性	当区では現行の耐震基準を満たさない非木造建物が多数あり、地震時に倒壊し、道路閉塞により避難、救急活動等に支障をきたすおそれがある。そこで、これらに対し耐震化支援を行い、安全性を確保する。また、耐震改修促進計画の目標の耐震化率95%を実現するための重要な支援策である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断・耐震補強工事等着手→耐震診断・耐震補強工事等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付							

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		46,788	31,726	33,851	55,276	49,276	55,244	33,244
決算額（29年度は見込み）		10,270	14,594	8,800	11,363	7,275	19,300	33,244
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	耐震診断支援事業（件）	8	3	11	8	2	6	7
	耐震補強設計支援事業（件）	1	1	0	2	0	0	1
	耐震補強工事支援事業（件）	0	1	0	0	1	0	1
	耐震建替え工事支援事業（件）	1	1	0	2	1	1	2

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	分譲マンション耐震アドバイザー派遣	31	報償費	分譲マンション耐震アドバイザー派遣	0	報償費	分譲マンション耐震アドバイザー派遣	94
負担金補助等	耐震診断	2,000	負担金補助等	耐震診断	4,300	負担金補助等	耐震診断	5,650
	耐震補強設計	0	負担金補助等	耐震補強設計	0	負担金補助等	耐震補強設計	1,000
	耐震補強工事	3,744	負担金補助等	耐震補強工事	0	負担金補助等	耐震補強工事	10,000
	耐震建替え工事	1,500	負担金補助等	耐震建替え工事	15,000	負担金補助等	耐震建替え工事	16,500

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	3,167	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	0	-	国庫支出金	-	9,588	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	3,245	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	0	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	12,833	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	158	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 9,792	-
	その他行政費用	-	19,300	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	22,625	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 9,792	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 9,792	-
備考								

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度 見込み	目標値 (38年度)	
①	耐震診断支援事業(件)	8	2	6	7	7	
	② 耐震補強設計支援事業(件)	2	0	1	1	1	
	③ 耐震補強工事支援事業(件)	0	1	1	1	1	

問題点・課題	○分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業及び耐震診断等支援事業を展開している中でも、次の問題点がある。 ・工事の費用負担の問題 ・設計図書が不備の場合、耐震診断の費用が増大する。 ・分譲マンションの場合、多くの区分所有者等の合意形成が容易ではない。 ・鉄骨造建物のアスベスト除去のための費用が発生する。 ○熊本地震の被害状況等の報道から、再び区民の耐震化に関する関心が高まっている。						
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む 具体的な改善内容	平成28年度に実施した 改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	分譲マンションセミナーの開催を利用して、アドバイザー派遣のPRを行う。	分譲マンションセミナーにおいて、事業内容を説明し周知を図ったが、新規の利用は無かった。	引き続き、分譲マンションセミナーの機会を利用して周知を図る。
②	アドバイザー派遣同様、分譲マンションセミナーの開催を利用して、事業PRを行う。	分譲マンションセミナーにおいて、事業内容を説明し周知を図った結果、耐震診断の実績につながった。	引き続き、分譲マンションセミナーの機会を利用して周知を図る。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき、事業を周知し、耐震化を重点的に推進する。

議 況 (要 旨)	○H22四定 建物の耐震改修促進策について ○H24二定 耐震化推進事業の違反建築物対象外について ○H24三定 建物耐震化推進のための方策について
--------------	---

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード		11-02-10	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業		部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山		
			担当者名	岩本、田中、熊谷、竹内	内線	2827		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-09-03		特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○29年度 ○28年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 24年度			根拠	耐震改修促進法、荒川区特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱			
終期設定	●有 ○無 37年度			法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	●計画 ○非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	03	災害に強い街づくりの推進					
目的	地震発生時において特定緊急輸送道路に係る沿道建物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建物の耐震診断、耐震補強設計及び耐震補強工事等に係る費用を補助することにより、当該沿道建物の耐震化を推進し、もって災害に強いまちづくりを実現するとともに、地震による沿道建物の倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。							
対象者等	昭和56年5月31日以前に建築された特定緊急輸送道路沿道建物の所有者							
内容	1 補助対象建物 ・特定緊急輸送道路(日光街道、尾久橋通り、明治通りの一部)に敷地が接する建物 ・道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建物 2 補助内容 ・耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事、耐震建替え工事及び除却工事費用の一部を補助							
経過	平成24年 3月 特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱制定 平成25年 3月 特定緊急輸送道路沿道建物事業制度要綱一部改正（除却工事補助制度の新設） 平成26年 1月 特定緊急輸送道路沿道建物事業制度要綱一部改正（耐震診断期間延長、耐震補強工事補助金の加算制度の新設） 平成26年 3月 特定緊急輸送道路沿道建物事業制度要綱一部改正（補助対象費用の限度額の引上げ、委任払い） 平成27年 3月 特定緊急輸送道路沿道建物事業制度要綱一部改正（事業期間の延伸） 平成28年 3月 特定緊急輸送道路沿道建物事業制度要綱一部改正（事業期間の延伸、補助対象費用の限度額の引上げ） 平成29年 3月 特定緊急輸送道路沿道建物事業制度要綱一部改正（補助金額の引上げ）							
必要性	東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づき、特定緊急輸送道路沿道建物の耐震診断が義務化された。区内には現行の耐震基準を満たさない沿道建物があり、地震時に倒壊し、道路閉塞により避難、救命活動等に支障をきたすおそれがあるため、耐震化支援が必要である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断、耐震補強工事等着手→耐震診断、耐震補強工事等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付							

（単位：千円）

予算・決算額の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		—	157,800	278,450	399,400	173,300	105,800	101,608
決算額（29年度は見込み）		—	50,019	74,180	91,116	33,062	10,971	101,608
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	耐震診断支援事業（件）	—	18	14	7	5	3	1
	耐震補強設計支援事業（件）	—	0	4	3	1	0	2
	耐震補強工事支援事業（件）	—	0	2	2	1	0	1
	耐震建替え工事支援事業（件）	—	0	0	0	0	0	1

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	耐震診断	17,445	負担金補助等	耐震診断	10,971	負担金補助等	耐震診断	2,208
	耐震補強設計	1,332		耐震補強設計	0		耐震補強設計	8,400
	耐震補強工事	14,285		耐震補強工事	0		耐震補強工事	38,000
	耐震建替え工事	0		耐震建替え工事	0		耐震建替え工事	38,000
	除却工事	0		除却工事	0		除却工事	15,000

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	4,751	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	0	-	国庫支出金	-	3,682	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	7,289	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	0	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	10,971	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	237	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 4,987	-
	その他行政費用	-	10,971	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	15,958	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 4,987	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 4,987	-
備考								

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	耐震診断支援事業(件)	7	5	3	1	0	
	② 耐震補強設計支援事業(件)	3	1	0	2	2	
	③ 耐震補強工事支援事業(件)	2	1	0	1	1	

問題点・課題	○工事の費用負担の問題 ○設計図書が不備の場合、耐震診断の費用が増大する ○分譲マンションの場合、多くの区分所有者等の合意形成が容易ではない ○鉄骨造建物のアスベスト除去のための費用が発生する						
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	耐震診断未実施の対象建物がゼロになるよう、引き続き個別対応等を行う。	個別訪問を行った結果、対象建物のうち3棟が耐震診断を実施して、未実施が残り1棟となった。	耐震診断未実施の1棟に対し、東京都が実施を予定する公表等の手続きを踏まえ、東京都と調整しながら耐震診断の実施を促進する。
②	東京都と連携して、個別訪問等で改修等ができない事情等を聴き取り、事業周知を行って促進する。	東京都が実施した個別訪問の結果を踏まえ、補助対象限度額の引上げ等を検討した。	東京都と連携して、補強設計や補強工事の実施に向け、個別訪問等を創意工夫しながら実施する。
③	対象者にメリットがある委任払い制度を、個別訪問時に周知して耐震改修等を促進する。	申請者にとっては持ち出しが減るため、ほとんどの申請者に活用していただいた。	引き続き対象者に委任払い制度を、個別訪問時に周知して耐震改修等を促進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
推進	推進	耐震診断実施率が上がっていることから、耐震改修等の促進に重点を移し、耐震化率の向上に向けて事業を推進する。

議会(要旨)質問状	○H24二定 緊急輸送道路沿道建物の耐震の促進について ○H292月 緊急輸送道路の安全の確保について
-----------	--

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	11-02-11	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	三河島駅前北地区市街地再開発事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	能見		
		担当者名	加藤・篠永	内線	2832		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-04-01	三河島駅北地区事業費補助					
事務事業の種類	○新規事業（○29年度 ○28年度） ●建設事業 ○それ以外の継続事業						
開始年度	○昭和 ●平成 14年度		根拠	都市再開発法、都市計画法、荒川区市街地再開発事業補助金交付要綱ほか			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	04	市街地再開発事業等の推進				
目的	○JR三河島駅の北側において、再開発事業による土地の高度利用と基盤整備を図るとともに、住宅、商業・業務及び公共・公益施設の整備を推進し、地域の防災性向上や駅前のにぎわいの創出を図る。 ○西日暮里一丁目地域のまちづくりに関する方向性や公共・公益施設の整備方針等を示した『西日暮里一丁目まちづくり構想』を踏まえ、災害に強く、安全・安心でにぎわいのあるまちづくりを推進する。						
対象者等	○三河島駅前北地区市街地再開発準備組合 ○西日暮里一丁目まちづくり構想対象区域の住民						
内容	再開発事業の計画、調整に関する事務を担うとともに、施行者（予定）である準備組合に対し、当該事業に係る指導及び支援を行う。 [三河島駅前北地区市街地再開発事業] ・対象区域：西日暮里一丁目4番の一部、5番、6番の一部、7番（検討区域：西日暮里一丁目8番） ・地区面積：約1.5ヘクタール（検討区域：約0.3ヘクタール） [西日暮里一丁目まちづくり構想] ・対象区域：西日暮里一丁目2～5番、6番の一部、7～13番、19～32番、42～49番、61番 ・地区面積：約12.5ヘクタール						
経過	[平成11年1月] 再開発推進協議会発足 [平成14年度] 三河島駅周辺地区事業化推進調査 [平成16年6月] 準備組合設立 [平成21年度] 旧真土小学校跡地活用検討基礎調査（総務企画課実施） [平成26年度] ・事業コンサルタント再選定（公募型プロポーザル方式） ・再開発推進及びまちづくり構想策定に係る業務委託（～平成27年度） [平成27年度] ・検討区域地権者説明会開催 ・西日暮里一丁目街づくり勉強会開催 [平成28年度] ・旧真土小学校跡地活用方針決定 ・西日暮里一丁目まちづくり構想策定 ・検討区域地権者説明会開催（準備組合主催）						
必要性	三河島駅前北地区は、『荒川区都市計画マスタープラン』の日暮里拠点の1つであり、再開発によるにぎわいのある街づくりが求められている。駅前にふさわしい魅力や西日暮里一丁目地域の防災性の向上を図る本事業の必要性は高い。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) [事業の流れ] 準備組合設立、都市計画決定、組合設立、権利変換計画認可、工事着手、工事完了、組合解散（＝事業完了）						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		4,206	4,101	3,713	7,678	5,647	4,074	7,973
決算額（29年度は見込み）		0	0	0	3,634	5,163	1	7,973
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	準備組合加入者数（人）	49	49	49	49	55	56	70

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	再開発推進・まちづくり構想策定	5,162	使用料等	会場使用料	1	需用費	説明会用賄い	15
使用料等	会場使用料	1				委託料	都市計画決定図書作成・費用便益分析調査	7,949
						使用料等	会場使用料	3
						負担金補助等	組合費	6

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	14,957	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	1	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	0	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	745	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 15,704	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	15,704	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 15,704	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 15,704	-
備考	準備組合通常総会の会場使用料（マイク使用料含む。）として、600円かかっています。							

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	市街地再開発事業の進捗率（三河島駅前北地区）（%）	20	20	20	20	100	・準備組合設立：20% ・都市計画決定：40%
②							
③							

問題点・課題	[平成29年度に解決すべき問題点・課題] ・事業協力者の追加 ・再開発の施行区域の確定 ・事業計画素案の作成 ・検討区域を含む準備組合未加入者の加入促進 [平成30年度以降に取り組むべき問題点・課題] ・都市計画決定手続（各種検討、調査及び関係機関との協議を含む。）						
他地区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	再開発事業を推進するため、検討区域を含む地域の合意形成を図るとともに、事業計画素案の作成に向けた検討を行う。	準備組合主催の説明会を開催するなど、地域の合意形成を図った。また、事業協力者の追加に向けたアンケート調査を行った。	事業協力者の追加後、再開発の施行区域を確定し、早期の都市計画決定を目指す。
②	関係機関と連携し、旧真土小学校跡地の活用方針を確立する。	区有床の中心的な施設として、『荒川区スポーツ推進プラン』に掲げる新たな体育館など、旧真土小学校跡地の活用方針を示した。	新たに設ける体育館の具体化に向け、引き続き、再開発を踏まえた庁内検討を行う。
③	木造住宅が密集した西日暮里一丁目地域において、当該地域のまちづくりに関する方向性等を示した構想を策定する。	平成28年12月にパブリックコメントを実施し、平成29年2月に『西日暮里一丁目まちづくり構想』を策定した。	まちづくり構想を活用し、安全・安心のまちづくりに向けた事業手法を検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
重点的に推進	重点的に推進	荒川区都市計画マスタープランに基づき、再開発事業によるにぎわいのある街づくりを推進するとともに、木造住宅が密集した西日暮里一丁目地域において、道路の整備をはじめとする防災性の向上等を図る必要がある。

況議(要質問旨)	平成17年1定 平成19年2定 平成21年1定 平成22年2定 平成28年2定	「市街地再開発事業における区内業者の活用について」 「再開発事業の迅速な立ち上げについて」 「大規模超高層ビル型の再開発の見直しについて」 「日暮里・三河島の街づくりについて」 「西日暮里駅前・三河島駅前北地区の大規模再開発計画の見直しについて」
----------	---	---

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード		11-02-12	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	西日暮里駅前地区市街地再開発事業			部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課		課長名	能見
				担当者名	大竹、田中、仲野		内線	2833
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-04-02		西日暮里駅前地区事業費補助					
事務事業の種類	○新規事業（○29年度 ○28年度）			●建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 20年度			根拠	都市再開発法、都市計画法、荒川区市街地再開発事業化支援補助金交付要綱、他			
終期設定	○有 ●無 年度			法令等				
実施基準	■法令基準内 □都基準内 ■区独自基準			計画区分	●計画 ○非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	04	市街地再開発事業等の推進					
目的	旧道灌山中学校跡地を含む地区にて、土地の合理的かつ健全な高度利用、住環境の整備、都市機能の更新及び駅前活性化の検討を行い、広域拠点としての街づくりを進める。あわせて、安全・安心でにぎわいのあるまちづくりを推進するとともに、地域全体の発展に再開発が果たすべき役割を明確にするため、再開発の検討と並行して西日暮里駅周辺地域のまちづくり構想を策定する。							
対象者等	旧道灌山中学校跡地等の区有地を含む、西日暮里駅に隣接する約2.3haの地区（西日暮里五丁目32～37番及び38番の一部）に権利を持つ者：西日暮里駅前地区市街地再開発準備組合 まちづくり構想については、西日暮里五丁目交差点を中心とした半径約500mの範囲							
内容	地区の課題を明らかにするとともに、地権者の再開発推進意識の醸成を図り、西日暮里駅周辺の一体的な街づくりを進める。 1 「事業化可能性調査」の結果を受け地区の現況及び整備課題を明らかにし、再開発事業等の可能性を探る。 2 まちづくり勉強会や権利者の意向把握調査を行い、再開発等の事業化検討を進める。 3 再開発事業実施に向けた検討を行う組織である「市街地再開発準備組合」を設立し、都市計画決定に向けて事業計画の検討を行う。 ・西日暮里駅周辺地域まちづくり構想を策定する。 ・区の市街地再開発事業化支援補助金交付要綱に基づき、準備組合の活動に対して補助金を交付する。							
経過	平成 元年度～8年度 日暮里・舎人線開発に伴う各種調査実施 平成12年度 道灌山中学校跡地利用方針決定 平成18年度 地元有志による街づくり協議会発足 平成19年度 協議会がコンサルタント派遣制度を利用し、勉強会開催 平成20年度 事業化可能性調査実施 平成21年度～24年度 勉強会等及び権利者意向把握の実施 平成25年度 コンサルタント選定プロポーザル実施 準備組合設立に向けた活動の実施 平成26年度 市街地再開発準備組合設立（6月） 事業協力者選定プロポーザル実施【準組】 平成27年度 基本計画設計者選定コンペ実施【準組】							
必要性	平成20年度に行った調査において、本地区の課題と再開発の可能性が示されている。広域拠点として、安全性や快適性、活力の向上を図るため、再開発事業等によって上位計画に整合したまちづくりを進める必要性は高い。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 【事業の流れ】準備組合設立、都市計画決定、組合設立、権利変換計画認可、工事着工、工事完了、組合解散							

（単位：千円）

予算・決算額の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		2,100	2,100	8,258	5,989	4,002	4,002	3,793
決算額（29年度は見込み）		2,058	2,100	1,959	5,636	4,001	4,001	3,793
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	まちづくり勉強会等委託（千円）	2,058	2,100	1,890	—	—	—	—
	再開発事業化支援補助（千円）	—	—	—	3,702	4,000	4,000	—
	まちづくり構想策定委託（千円）	—	—	—	1,933	—	—	—
	費用便益分析調査委託（千円）	—	—	—	—	—	—	3,791

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	再開発事業化支援補助等	4,001	負担金補助等	再開発事業化支援補助等	4,001	委託料	費用便益分析調査委託	3,791
						負担金補助等	準備組合費	2

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	13,295	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	0	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	4,001	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	663	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 17,959	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	17,959	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 17,959	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 17,959	-
備考								

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度 見込み	目標値 (38年度)	
①	再開発事業等の進捗状況(%)	20	20	20	20	100	準備組合の設立を20%とする。
②							
③							

問題点・課題	【平成29年度解決すべき問題点・課題】 ・都市計画手続に向けた公共施設及び施設建築物について計画案の確定とそれに向けた関係者との協議 ・権利者の再開発への関心を高め、住民主体の再開発に向けた機運の醸成 ・権利者意向の把握と方向性の統一を図り、事業区域を決定 ・「西日暮里駅周辺地域まちづくり構想」の実行プランの検討 【平成30年度以降に取り組むべき問題点・課題】 ・都市計画決定手続（関連協議）						
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む 具体的な改善内容	平成28年度に実施した 改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	公益施設の整備について具体的に検討を行うとともに、それを基本計画素案に反映させる。	公益施設の整備について庁内調整を行った。計画への反映に向け、さらに具体的な検討を行う必要がある。	将来管理者（所管課）や議会等の意見を基に施設計画の具体化を図る。また、人口増に伴う諸課題について全庁で検討を行う。
②	都市基盤整備案を作成し関係機関と協議を進める。また、基本計画素案を基に権利者の意向を把握し、事業区域を決定する。	都市基盤整備案を作成し、関係部署等と協議を行っている。引き続き、計画上の課題解決に向けて協議を行う必要がある。	基盤整備や施設計画に関する課題解決を図り、基本計画案を作成する。平成30年度の都市計画決定を目指す。
③	準備組合及び事業関係者と定期的に会議の場を設け、指導・助言を行う。また、議会の意見を把握し、検討に反映させる。	準備組合等と定期的に会議を行い、指導・助言を行った。準備組合への加入促進が課題である。	準備組合等に対し指導・助言を行う。また、権利者の事業への理解を深め、加入促進を図るとともに事業区域を決定する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
重点的に推進	重点的に推進	準備組合を設立して事業の検討を進め、地域の防災性の向上や駅周辺の活性化を図る必要がある。

況議(要質問)	○H21一定 西日暮里駅前再開発について ○H25三定 公共施設の老朽化対策と再開発との連携について ○H26九月 西日暮里駅周辺の環境改善について ○H28九月 大規模再開発の見直しについて
---------	---

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	11-02-13	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	ブロック塀等撤去助成事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山	担当	2827
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-09-04	ブロック塀等撤去助成事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○29年度 ○28年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業						
開始年度	○昭和 ●平成 21年度 根拠法令等						
終期設定	○有 ●無 年度						
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準 計画区分 ○計画 ●非計画						
行政評価事業体系	分野 VI 安全安心都市 政策 11 防災・防犯のまちづくり 施策 03 災害に強い街づくりの推進						
目的	震度5強程度の地震により倒壊のおそれがあり、道路等に面する危険なブロック塀等の改修工事に係る費用の一部を助成することにより、通行人等の地震時の安全性を向上し、もって安全で安心して住める災害に強い街づくりを推進することを目的とする。						
対象者等	危険度D（平成20年度の実態調査結果）のブロック塀等の所有者・管理者等（平成28年度末時点：84件）						
内容	1 助成対象ブロック塀等 道路に面する危険なブロック塀等（高さ1.2m超） 2 助成内容 助成金は、撤去工事費の2/3、ただし1m当たり6,000円を上限とする。 3 普及啓発活動 助成対象となるブロック塀等の所有者・管理者に対し普及啓発活動を行う。 方法：戸別訪問形式 平成20年度調査結果概要〔（財）全国建築コンクリートブロック工業会基準による。〕 危険度A 2,386件（53.6%）安全である。 危険度B 1,258件（28.3%）一応安全である。 危険度C 575件（12.9%）注意を要する。 危険度D 234件（5.2%）危険である。 合計 4,453件（100.0%）						
経過	平成20年度 ブロック塀等の実態調査 平成21年7月 荒川区ブロック塀等の改修助成金交付要綱制定 平成21年7月～9月 ブロック塀等の改修促進業務委託実施 平成25年9月 荒川区ブロック塀等の改修助成金交付要綱一部改正（→荒川区ブロック塀等撤去助成事業制度要綱、事務処理の効率化） 平成22～28年度 区報、区ホームページによる普及啓発活動実施						
必要性	大規模な地震時にブロック塀等が倒壊し、通行人等に危害を及ぼすことがないように道路に面する危険なブロック塀等を早急に改善する必要がある。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 助成金内定申請→審査→助成金交付内定→撤去工事着手→撤去工事完了→助成金交付申請→審査→助成金交付決定→助成金交付						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		928	928	603	503	403	456	203
決算額（29年度は見込み）		158	0	143	0	185	147	203
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	相談件数	36	9	9	4	5	4	5
	改善件数	32	9	70	14	3	1	3
	実績件数	3	0	4	1	2	1	2

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費（消耗品）	0	負担金補助等	消耗品費	0	需用費	消耗品費	3
負担金補助等	補助金	185		補助金	147	負担金補助等	補助金	200

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	1,168	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	0	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	147	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	58	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 1,373	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	1,373	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 1,373	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 1,373	-
備考								

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	危険なブロック塀の改善率(数)(%)	58	62	63	65	100	危険なブロック塀数(234箇所)
	危険なブロック塀の改善率(長さ)(%)	66	69	71	76	100	危険なブロック塀延長(2,410.9m)
	③						

問題点・課題	○首都直下地震等による道路閉塞を防止するため、危険なブロック塀等の撤去は早急に実施する必要がある。そのため、普及啓発を確実に行うことにより、撤去工事への誘導を図る。 ○空家の増加に伴い、管理が行き届かないことによるブロック塀の老朽化が懸念される。 ○狭あい道路等に面するなど、建物建替え時でないと撤去、改修が困難なブロック塀等が多く、改善が進まない原因の一つとなっている。						
他区の実況	(実施 5 区 未実施 17 区 不明 0 区) 実施区…文京区、台東区、豊島区、足立区、江戸川区						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	熊本地震の実例等を加えた掲載内容に再編することで、撤去を促進する。	周知に取り組んだ結果、相談を受け調査の実施まで進められた案件もあり、一定の成果は出ている。	区報及び区ホームページの掲載やダイレクトメール等による周知に取り組む。
②	ダイレクトメール等により戸別の周知の機会を増やす。	周知に取り組んだ結果、相談を受け調査の実施まで進められた案件もあり、一定の成果は出ている。	継続して周知に取り組む。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
推進	推進	震災時における通行人等の安全性を確保するため、本事業の必要性は高い。

議 会 質 問 状 況	
-------------	--

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	●	事務事業コード	11-02-14	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	空き家対策事業			部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山	
				担当者名	上村、田中、三上	内線	2826	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-09-05		老朽空家住宅除却助成事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○29年度 ○28年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 24年度			根拠	空家等対策の推進に関する特別措置法			
終期設定	●有 ○無 32年度			法令等	荒川区老朽空家住宅除却助成事業制度要綱			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分	●計画 ○非計画			
行政評価事業体系	分野	VI 安全安心都市						
	政策	11 防災・防犯のまちづくり						
	施策	03 災害に強い街づくりの推進						
目的	危険な老朽空家住宅の除却工事に係る費用の一部を助成することにより、大地震時の安全性を向上させ、もって安全で安心して住める災害に強い街づくりを推進することを目的とする。							
対象者等	危険な老朽空家住宅の所有者（個人又は中小企業） ※不動産販売、不動産貸付又は駐車場業等を営む方が業務のために行う除却は、対象外							
内容	1 老朽空家住宅除却助成事業 ・助成対象：1年以上使用されていないこと、住宅部分の面積が2分の1以上、昭和56年5月31日以前に建築されたこと、区の現場調査等により倒壊等のおそれがあると診断されたこと ・助成金額：除却工事費の1/2（限度額50万円） 2 危険老朽空家住宅除却助成事業の導入（平成28年度から32年度まで） ・助成対象：不燃化特区を除いた区全域にある、特定空家等又は危険性が著しく高い老朽空家 ・助成金額：消費税を除く除却費用の全額（限度額25,000円/㎡） 3 空き家専門家相談会（平成29年度開始） 4 地域活性化施設への改修費助成（平成29年度開始） 1棟あたり限度額100万円							
経過	平成24年5月 1日 荒川区老朽空家住宅除却助成金交付要綱制定 平成26年3月31日 荒川区老朽空家住宅除却助成金交付要綱一部改正 （→荒川区老朽空家住宅除却助成事業制度要綱、事務処理の効率化） 平成27年3月31日 荒川区老朽空家住宅除却助成事業制度要綱一部改正（助成率及び限度額の引下げ） 平成28年6月30日 荒川区危険老朽空家住宅除却助成事業制度要綱制定 平成29年3月31日 荒川区危険老朽空家住宅除却助成事業制度要綱一部改正							
必要性	倒壊や瓦の落下、外壁の崩落など、危険な老朽空家住宅が引き起こす被害から区民等を守るために必要であり、大地震が近々に発生すると予想されていることから緊急性も高い。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 助成金内定申請→審査→助成金交付内定→老朽空家住宅の除却工事→除却工事完了→補助金交付申請→審査→助成金交付決定→補助金交付							

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		—	20,826	20,158	20,150	18,417	24,744	18,198
決算額（29年度は見込み）		—	8,745	16,490	4,113	17,363	7,667	18,198
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	相談件数	—	36	29	15	27	18	25
	現場調査件数	—	28	27	15	27	18	25
	実績件数	—	12	21	10	14	15	15

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	空家実態調査委託	8,532	報償費	協議会委員報償	56	報酬	審査会委員報酬	406
負担金補助等	補助金	8,831	需用費	印刷製本・協議会賄い	305	報償費	相談会相談員・検討会議委員謝礼	734
			負担金補助等	補助金	7,306	需用費	審査会・検討会議・相談会賄い	38
						負担金補助等	除却費補助・改修費補助	17,000
						旅費	委員旅費	20

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	5,738	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	0	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	0	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	286	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 6,024	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	6,024	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 6,024	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 6,024	-
備考								

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	危険な老朽空き家住宅の除却(件)	10	14	8	8	8	平成27年度空き家実態調査 除却を促進すべき空き家 179棟
	不燃化特区区域外の危険な老朽空き家住宅の除却率(%)	-	0	7.6	20	50	不燃化特区区域外の除却を促進すべき空き家 除却棟数÷105棟
	③						

問題点・課題	○老朽空き家住宅は、何年も放置され管理されていないものが多いため、年々危険度が増していく。老朽空き家住宅の除却を促進させるため、まず建物所有者にこの制度を知ってもらい、利用を促す必要がある。 ○空家等対策の推進に関する特別措置法の施行により、区民の空家管理に対する関心と、行政に対する期待が高まっている。							
他状況の実	(実施 11 区 未実施 11 区 不明 0 区) 実施区[老朽建築物除却助成]台東区、墨田区、江東区、品川区、豊島区、北区、足立区、葛飾区 [空き家相談会]台東区、品川区、大田区 [改修助成]大田区、世田谷区、練馬区							

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	27年度実施の空き家実態調査により、除却していくべき空き家の所有者が把握できたので、個別にアプローチを実施していく。	空き家所有者の関心も相まって、除却助成に対する相談及び助成実績が上がっている。	平成29年4月に施行される空家等対策の推進に関する条例の周知を含め、除却助成その他の事業を周知していく。
②	区が必要とする土地であれば、取得する等をして税負担をなくせるよう、権利関係者へ働きかけていく。	相続空き家の譲渡所得特別控除制度が開始された関係もあり、空き家を除却後に譲渡する動きがみられるようになった。	危険な老朽空き家の除却を促進するため、空家等対策計画に基づく跡地利用の施策を継続して検討する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
重点的に推進	重点的に推進	管理不全な状態となっている危険な老朽空き家への対策を総合的かつ計画的に一層強化して取り組む。

議 決 状 況	○H23 2定 空地・空家等適正管理に関する条例の制定について ○H27 6月会議 荒川区の強靱化のための安全な街づくりについて ○H27 6月会議 空き家対策推進特別措置法施行にともなう区の対策強化 ○H27 9月会議 危険度の高い地域の空き家対策の促進 ○H27 2月会議 不燃化特区事業と特定空家特措法について
---------	---

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	11-02-15	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	永久水利整備事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	能見	担当名	2821
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-12-01	永久水利整備事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○29年度 ○28年度） ●建設事業 ○それ以外の継続事業						
開始年度	○昭和 ●平成 25年度 根拠						
終期設定	○有 ●無 年度 法令等						
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準 計画区分 ●計画 ○非計画						
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	11	防災・防犯のまちづくり				
	施策	02	防災基盤の整備				
目的	区内の約6割を木造住宅密集地域が占める現状において、「災害でひとりの犠牲者も出さない安全安心の街づくり」を目指して、地震等に伴う同時多発的かつ広範の火災の発生に迅速に対応し、延焼防止を図るため、災害時にも有効に機能する隅田川の河川水や地下水を活用した永久水利を整備する。						
対象者等	区民、防災区民組織、中学校防災部、防災関係機関						
内容	○永久水利は、隅田川の河川水や地下水など枯渇することのない水源を確保するハード面の整備とともに、その水源を活用して、地域住民が中心となって行う消火・送水ネットワーク体制を構築するソフト面からなる、地域消火システムである。 ○まず枯渇しない水源を確保する方法として、 ① 約8キロメートルにわたって隅田川に接している地の利を生かした河川水 ② 隅田川から離れた地域では、安定した水量を確保することができる地下水（深井戸）を活用し、それを取り入れるための施設を整備する。 ○その水源を効果的に使用し初期消火活動につなげるため、複数の防災区民組織が連携し、各組織が持つ可搬消防ポンプなどを活用して、消防団員の指導のもと広域的に消火活動を行う送水ネットワークを構築する。						
経過	平成25年 2月 学識経験者、警察、消防等の関係機関、町会等で構成する「荒川区永久水利整備活用推進協議会を設置」 平成26年 3月 あらかわ遊園永久水利施設（河川水：区内第1号） 平成27年 7月 荒川公園永久水利施設（地下水） 平成28年 4月 日暮里公園永久水利施設（地下水） 平成29年 3月 第五中学校付近永久水利施設（河川水） ※平成29年10月 赤土小学校永久水利施設竣工予定 防災課による整備（可搬ポンプ方式） 平成26年11月 尾久の原公園永久水利施設（河川水） 平成27年11月 南千住六丁目スーパー堤防永久水利施設（河川水）						
必要性	荒川区は地震に関する地域危険度（総合）の高い地域を多く抱えていると共に、首都直下地震発生時における断水率が高いため、災害時にも有効に機能する水利を整備する必要がある。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 設備機器保守委託						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		—	—	170,293	65,525	171,746	146,261	93,592
決算額（29年度は見込み）		—	—	146,707	56,848	136,132	85,782	93,592
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	永久水利の整備箇所	—	—	1	1	3	1	1

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	軽油購入費等	74	需用費	軽油購入費等	85	需用費	軽油購入費等	249
委託料	設計業務委託等	13,600	委託料	設計業務委託等	9,891	委託料	設備機器保守委託	1,952
工事請負費	永久水利整備工事	122,458	工事請負費	永久水利整備工事	75,806	工事請負費	永久水利整備工事	91,391

行政コスト計算書	勘定科目		27年度	28年度	差額	勘定科目		27年度	28年度	差額
	行政費用	給与関係費	-	4,178	-	行政収入	地方税	-	0	-
		物件費	-	1,021	-		国庫支出金	-	0	-
		維持補修費	-	0	-		都支出金	-	0	-
		扶助費	-	0	-		分担金及び負担金	-	0	-
		補助費等	-	0	-		使用料及び手数料	-	0	-
		減価償却費	-	12,011	-		その他	-	0	-
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-		行政収入合計(a)	-	0	-
		賞与・退職給与引当金繰入額	-	208	-		行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 26,895	-
		その他行政費用	-	9,476	-		金融収支差額(d)	-	0	-
		行政費用合計(b)	-	26,895	-		通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 26,895	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 26,895	-		
備考										

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	永久水利の整備箇所		2	5	6	7		候補地15カ所（基本計画より）
	②							
	③							

問題点・課題	区内全地区に永久水利施設を整備したが、施設からの距離が離れた場所にもまだ地域危険度が高い地域があるため、その地域への対策について検討を進める必要がある。						
他区の実況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	施設の運用体制がわかりにくいこともあり、その解消に向けた検討を進める。	消防水利の位置付けを行ったことから防火水槽と同様の使用が可能となった。	地域住民が中心となった訓練の実施により運用体制の確立と消火送水ネットワーク体制の拡充を図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
重点的に推進	推進	首都直下地震の切迫性から、災害に強い街づくりを実現するために推進すべき事業である。

状況(要質問状)	H25・1月 永久水利・隅田川の活用法 H26・9月 今すぐやるべき防災対策について（都の責任で荒川区の深井戸整備を） H26・11月 日暮里のまちづくりについて（明治通り南側に危険度の高い地域に深井戸の整備）
----------	---

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	11-02-16	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	不燃化特区整備促進事業		部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	能見	
			担当者名	大沼・上村・松田	内線	2829	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-13-01	不燃化特区整備促進事業費					
	01-13-02	防災スポット整備事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○29年度 ○28年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 25年度		根拠	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律、不燃化特区制度要綱			
終期設定	●有 ○無 32年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	11	防災・防犯のまちづくり				
	施策	03	災害に強い街づくりの推進				
目的	東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトにおける不燃化特区に指定された「荒川二・四・七丁目地区」及び「町屋・尾久地区」において、密集事業における主要生活道路や公園等の整備等の推進に加え、地域の不燃化を促進する重点的かつ集中的な取り組みを実施することで、木密地域の改善を一段と加速させ、燃えない・燃え広がらない災害に強い街づくりを推進する。						
対象者等	荒川二・四・七丁目地区及び町屋・尾久地区 ・老朽家屋の除却及び個別建替、共同建替等を行う建築主 ・主要生活道路の拡幅整備事業に係る権利者又は沿道建替等の建築主						
内容	①避難経路の確保、消防活動の円滑化のため主要生活道路を幅員6mへと整備を推進する。 ②オープンスペース確保のため、公園等を整備し、防災活動拠点の形成を図る。 ③夜間にも対応する相談ステーションの設置や、地域で専門的な相談を行う住まいの相談会を開催するなど、相談活動を強化し地区内の建替えを促進する。 ④共同建替え等を行う建築主に対して、除却費、設計費、共同施設整備費等の一部を助成する。 ⑤建物除却に対する助成制度により、老朽木造建物の除却を促進する。 ⑥準耐火建築物以上の住宅に対する助成制度により、不燃化建替えを促進する。 ⑦主要生活道路沿道にて建替を行う建築主に対して、除却費、設計費、外壁等の共同施設整備費の一部を助成する。 ⑧防災まちづくり連絡会等の住民組織の活動を支援するとともに、地域のまちづくり意識を啓発して、まちの課題の共有化を図ると共に、地区計画の策定を進める。						
経過	不燃化特区 ・荒川二・四・七丁目地区（48.5ha） 平成25年4月12日 先行実施地区整備プログラムの認定 平成25年4月26日 不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）の指定 ・町屋・尾久地区（242.6ha） 平成26年4月1日 整備プログラム認定、不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）の指定 密集事業 ・荒川二・四・七丁目地区（H27.3社会資本総合整備計画提出：現行整備期間～H31）48.5ha ・町屋・尾久地区（H27.3社会資本総合整備計画提出：現行整備期間～H31）242.6ha （平成27年4月 密集住宅市街地整備促進事業と統合）						
必要性	当地区は、狭あい道路や狭小敷地の木造建物が多く、災害時における地域危険度（「第7回地域危険度測定調査」：東京都）が概ね4～5と判定されている。そのため、地域の改善に資する事業を重層的に活用し、木密地域である本地域の防災性及び住環境の向上を図る必要がある。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ○防災まちづくりの効果をあげるため、住民活動組織を育成・支援するとともに、地区住民への個別訪問その他の方法により防災意識の啓発と不燃化建築物への建替え誘導を行う。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		—	—	48,428	701,349	888,869	930,742	904,726
決算額（29年度は見込み）		—	—	24,422	158,803	577,031	793,600	904,726
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	老朽建築物除却（特区制度）（棟）	—	—	0	8	44	59	75
	建替促進助成（特区制度）（棟）	—	—	0	8	45	60	70
	公園等の整備（箇所）	0	1	2	2	4	5	8
	優先整備路線の整備（箇所）	5	4	6	8	17	11	25

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	推進員報酬	2,549	負担金補助及び交付金	建設事業補助金	355,336	負担金補助及び交付金	建設事業補助金	557,706
共済費	推進員社会保険料	332	委託料	推進活動、測量等	160,948	委託料	推進活動、測量等	196,302
報償費	専門家派遣報償	182	工事請負費	老朽木造建築物解体工事	15,301	工事請負費	老朽木造建築物解体工事	38,283
旅費	折衝等旅費	83	役務費	ステーション電話、土地鑑定料	1,595	役務費	ステーション電話、土地鑑定料	2,759
需用費	パンフレット作成等	440	報償費	コンサルタント派遣	432	報償費	コンサルタント派遣	1,040
役務費	ステーション電話、土地鑑定料	1,421	公有財産購入費	防災スポット用地取得費	230,818	公有財産購入費	防災スポット用地取得費	55,929
委託料	推進活動、測量等	120,556	工事請負費	防災スポット整備工事費	25,653	工事請負費	防災スポット整備工事費	50,243

行政コスト計算書	勘定科目			27年度	28年度	差額	勘定科目			27年度	28年度	差額
	行政費用	給与関係費	-	102,717	-	行政収入	地方税	-	0	-		
		物件費	-	99,984	-		国庫支出金	-	38,910	-		
		維持補修費	-	556	-		都支出金	-	214,923	-		
		扶助費	-	0	-		分担金及び負担金	-	0	-		
		補助費等	-	2,889	-		使用料及び手数料	-	0	-		
		減価償却費	-	0	-		その他	-	0	-		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-		行政収入合計(a)	-	253,833	-		
		賞与・退職給与引当金繰入額	-	5,119	-		行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 413,689	-		
		その他行政費用	-	456,257	-		金融収支差額(d)	-	0	-		
		行政費用合計(b)	-	667,522	-		通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 413,689	-		
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 413,689	-				
	備考	老朽木造建築物の建替え、除却助成金や防災スポット整備費により、その他行政費用が多くなっているほか、事業推進等に関わる業務委託料により、物件費が多くなっている。										

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	不燃領域率（荒川二・四・七丁目）（％）	62.5	63.5	64.8	66	70	(H32年度)土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
	② 不燃領域率（町屋・尾久）（％）	58.7	59.6	60.2	62	70	(H32年度)土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
	③						

問題点・課題	・建替えをしない理由として、資金不足や高齢による建替え意欲の低下が大きな要因となっている。 ・老朽建物の除却については、資金の問題、固定資産税等の増加、権利関係の輻輳等が課題である。 ・主要生活道路の拡幅において路線延長が長く権利者も多いため、重点化を図った着実な実施が必要である。 ・一定の広さの用地取得だけでなく、防災上有効な空地としての活用が見込まれる小規模な用地も取得し、さらなるオープンスペースの確保を図っていくことが必要である。 ・不燃化特区の事業についての周知を積極的に行っているが、実際に老朽木造建築物の建替えや除却の促進につながるよう、権利者の意識醸成をさらに図っていくことが必要である。						
他状況の実	（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区） 53地区 約3,200ha						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、危険老朽空き家ゼロ作戦を実施するとともに、各戸訪問等で得た情報を活用し、ターゲットを絞った事業推進活動を行う。	住まいの相談会を年間6回へ拡充したことや、事業の周知を積極的に行ったことなどにより、建替え、除却助成事業の実績は上がっている。	建替え等意向のある方や高齢者へのアプローチ、建替え除却に向けた問題解決のための相談体制の強化を図る。
②	引き続き、「重点整備路線」の早期の整備を目指す。	用地折衝を積極的に進めた結果、「重点整備路線」の契約件数が昨年度より増加した。	委託業者を有効に活用し、用地折衝を積極的に進め、「重点整備路線」の早期の整備を目指していく。
③	用地情報を積極的に収集し取得につなげるとともに、民間未利用地を無償借受けし、防災スポットとしての整備を進める。	防災スポット整備 3件（約528.02㎡） 防災スポット用地取得 5件（約674㎡）	建物の除却意向にあわせ用地交渉を積極的に行い取得につなげるとともに、防災スポット等としての整備を進める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
重点的に推進	重点的に推進	木密地域の改善を一段と加速させるため、密集事業や不燃化促進事業とも連携し、本事業を重点的に推進する。

況 議 会 要 質 問 状	H26・1定：不燃化十年プロジェクト地域の「旧耐震基準木造老朽家屋」の建て替え促進について H26・9月：不燃化特区整備プログラムの、平成32年度までの取り組みについて H27・9月：補助90号線拡幅について H28・2月：災害対策、街づくりについて H28・11月：尾久地域の不燃領域率向上の加速化
---------------	--

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード		11-02-17	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	都市計画道路用地取得事務			部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山	
				担当者名	鈴木・笠原	内線	2851	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-06-01		都市計画道路用地取得事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○29年度 ○28年度）			○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	○昭和 ●平成 22年度			根拠	東京都土地評価事務処理要領			
終期設定	●有 ○無 34年度			法令等	東京都の事業の施行に伴う損失補償基準 等			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	●計画 ○非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	02	都市計画道路の整備					
目的	都市計画道路用地の取得を円滑かつ正確に行うことを目的とし、土地鑑定評価や物件調査・算定等の委託等を行う。							
対象者等	都市計画道路用地の土地所有者・借地権者・借家人等							
内容	【土地鑑定評価委託】 土地の評価額は荒川区財産価格審議会において決定されるが、その参考とするため不動産鑑定士に、土地鑑定評価を委託する。 【物件調査算定委託】 用地の取得により生じる損失の調査及び補償額の算定を委託する。 なお、補償額については、荒川区損失補償調査委員会等により決定される。							
経過	【進行中の都市計画道路事業の経過】 ①都市計画道路321号線（事業期間平成10年度～平成30年度） 平成8年4月8日 都市計画決定 平成10年8月13日 第一期整備区間事業認可 平成14年10月15日 第二期整備区間事業認可 平成28年3月18日 第二期整備区間変更認可（事業期間の変更（4回目）） ②都市計画道路331号線（事業期間平成22年度～平成34年度） 平成14年8月8日 都市計画決定 平成22年5月10日 事業認可 平成29年3月 変更認可（事業期間の変更（1回目）） ※平成27年4月1日 本事業は経理課から防災街づくり推進課に移管。							
必要性	街づくりの根幹を担う都市計画道路の整備は、地域の活性化、交通渋滞や事故の減少、経済効果、防災性の向上等に大きく寄与するものである。また、整備事業の中で用地取得は、重要な要素となっている。							
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 用地買収における折衝業務等は直営で実施。土地鑑定評価や物件調査・算定については専門業者に委託。							

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		—	—	—	—	5,567	5,357	5,222
決算額（29年度は見込み）		—	—	—	—	2,215	1,020	5,222
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	取得契約件数（件）	7	11	10	16	6	14	25
	取得面積（㎡）	308.99	294.60	462.60	659.85	424.91	285.07	402.20

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	土地鑑定料	400	役務費	土地鑑定料	300	役務費	土地鑑定料	1,289
委託料	物件調査算定委託	1,815	委託料	物件調査算定委託	720	委託料	物件調査算定委託	3,933

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	7,839	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	300	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	389	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	0	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	389	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	391	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 8,861	-
	その他行政費用	-	720	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	9,250	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 8,861	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 8,861	-
備考	行政費用のうち、物件費は土地鑑定料、その他行政費用は物件調査算定委託料となっている。							

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	都市計画道路331号線用地取得率(%)	45	56	64	75	100	公社取得面積/取得予定面積(3,762.09㎡)
	都市計画道路321号線用地(Ⅱ期区間)取得率(%)	21	21	21	21	100	公社取得面積/取得予定面積(9,247.12㎡)
	③						

問題点・課題	すでに事業にご協力いただいた土地所有者等の権利者は、本都市計画道路の完成を待っており、できるだけ早期に用地取得を完了する必要がある。 また同時に、残る用地の円滑な取得のためには、権利者の生活再建のサポートが必要不可欠であり、今後も重点的に丁寧に行っていかなければならない。						
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	用地取得の早期完了を目指すとともに、丁寧な折衝を続け、権利者の生活再建を重視し、業務にあたる。	用地折衝の結果、事業にご協力いただき、用地取得に至った。土地の明け渡しについても順調に進んでいる。	権利者の生活再建を重視し、用地折衝を重ね、事業にご協力いただけるよう努力する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
重点的に推進	重点的に推進	区の計画を踏まえ、取組みを強化し、重点的に推進する。

議 会 質 問 状 況	
-------------	--

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード		11-02-18		戦略プラン		○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	都市計画公園用地取得事務		部課名		防災都市づくり部防災街づくり推進課		課長名	
			担当者名		鈴木・笠原		内線	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-04-01		都市計画公園用地取得事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○29年度 ○28年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業			
開始年度	○昭和 ●平成		19年度		根拠			
終期設定	●有 ○無		32年度		法令等			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分		●計画 ○非計画			
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市					
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成					
	施策	01	緑とうるおい豊かな生活環境づくり					
目的	都市計画公園用地の取得を円滑かつ正確に行うことを目的とし、土地鑑定評価や物件調査・算定等の委託等を行う。							
対象者等	都市計画公園用地の土地所有者・借地権者・借家人等							
内容	【土地鑑定評価委託】 土地の評価額は荒川区財産価格審議会において決定されるが、その参考とするため不動産鑑定士に、土地鑑定評価を委託する。 【物件調査算定委託】 用地の取得により生じる損失の調査及び補償額の算定を委託する。 なお、補償額については、荒川区損失補償調査委員会等により決定される。							
経過	【進行中の都市計画公園事業の経過】 都市計画公園宮前公園（事業期間平成19年度～平成32年度） 昭和32年12月 都市計画決定 平成19年10月17日 事業認可 平成27年1月29日 事業計画変更認可 平成27年12月16日 事業計画変更認可 平成28年12月5日 荒川区土地開発公社による代行買収完了（一部、区取得済み（5,792.86㎡））							
必要性	安心で快適な魅力ある街づくりにおいて都市計画公園の整備は必要不可欠なものである。また、整備事業の中で用地取得は重要な要素となっている。							
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 用地買収における折衝業務等は直営で実施。土地鑑定評価や物件調査・算定については専門業者に委託。							

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		—	—	—	—	12,532	10,525	742
決算額（29年度は見込み）		—	—	—	—	7,417	9,791	742
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	取得契約件数（件）	—	—	—	—	5	4	—
	取得面積（㎡）	—	—	—	—	2,683.72	10,497.59	—

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	土地鑑定料	599	役務費	土地鑑定料	200	役務費	土地鑑定料	742
委託料	物件調査算定委託	6,818	委託料	物件調査算定委託	9,592			

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	6,334	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	200	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	3,074	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	0	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	3,074	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	316	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 13,368	-
	その他行政費用	-	9,592	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	16,442	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 13,368	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 13,368	-
備考	行政費用のうち、物件費は土地鑑定料、その他行政費用は物件調査算定委託料となっています。							

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	宮前公園用地（北） （認可27.1）取得率（%）	-	100	-	-	-	公社取得面積 /取得予定面積（2,683.72㎡）
	宮前公園用地（南） （認可27.12）取得率（%）	-	-	100	100	-	公社取得面積 /取得予定面積（10,497.59㎡）
	③						

問題点・課題	用地取得は完了したが、土地の明け渡しまで、権利者の生活再建のサポートが必要不可欠であり、今後も重点的に行っていかなければならない。						
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む 具体的な改善内容	平成28年度に実施した 改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	平成27年12月に認可を得た用地については、権利者の生活再建及びその他の課題について丁寧に折衝を行う。	用地折衝の結果、事業にご協力いただき、全用地の取得に至った。	土地の明け渡しが一円滑に進むよう権利者の生活再建を含めサポートを継続する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
重点的に推進	推進	区の計画を踏まえ、取り組みを強化し推進する。

議 会 質 問 状 況	
-------------	--

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード		11-02-19	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	被災者生活再建支援事業			部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山	
		担当者名	中島・宮城	内線	2838			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-15-01	被災者生活再建支援事業費						
事務事業の種類	●新規事業（○29年度 ●28年度） ○建設事業 ○それ以外の継続事業							
開始年度	○昭和 ●平成		28年度	根拠法令等	災害対策基本法			
終期設定	○有 ●無		年度					
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	01	災害時における体制の強化					
目的	罹災証明書は、仮設住宅の入居や義援金の受給などに必要な書類である。区では、首都直下地震などの大規模災害によって罹災証明書の交付件数が最大10万件を超えると想定されることから、罹災証明書を遅滞なく交付できる体制を整える。							
対象者等	区民等（建物居住者・建物所有者）							
内容	首都直下地震などの大規模な災害時において、罹災証明書を遅滞なく交付できる体制を構築するため、平成28年度から被災者生活再建支援システムを導入した。 ①建物の被害状況を調査（全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊）し、その結果をデータ化する。 ②調査データを基に地図情報や住民基本台帳、家屋課税台帳を確認しながら罹災証明書を発行する。 ③罹災証明書の発行にあわせて、被災者台帳を自動的に作成する。							
経過	平成25年 6月 災害対策基本法が改正され、罹災証明書を遅滞なく交付することが義務化 平成25年10月 本人以外からの情報収集や都への情報提供のため、個人情報保護運営審議会に諮問 平成28年 7月 システム導入に向け、個人情報保護運営審議会に諮問 平成29年 3月 システム導入するとともに、基礎研修及び被災状況の入力等の操作研修を実施 平成29年4月 システム運用開始							
必要性	首都直下地震などの大規模な災害時において、短時間かつ大量に罹災証明書を交付するためには、被災者生活再建支援システムの導入が必要不可欠である。							
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ・被災者生活再建支援システム構築業務委託 ・被災者生活再建支援システム保守等委託							

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額						-	17,237	2,798
決算額（29年度は見込み）					-	-	15,729	2,798
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	研修等の実施（回数）						1	1

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
			需用費	消耗品費	83	需用費	消耗品費	100
			委託料	システム構築業務委託	15,646	委託料	システム保守等委託	2,698

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	2,493	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	15,729	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	0	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	124	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 18,346	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	18,346	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 18,346	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 18,346	-
備考								

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度 見込み	目標値 (38年度)	
①	職員研修等の開催	-	-	1	1	1	罹災証明発行操作研修（年1回）
②							
③							

問題点・課題	①災害時、被災者生活再建支援システムを最も有効に活用するための体制づくり ②災害時、効率的に運用できるよう、実践に即した職員への研修 ③都が設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」との連携
他区の実施状況	（実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む 具体的な改善内容	平成28年度に実施した 改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	防災課、情報システム課等と連携して、継続的に話し合いの場を設ける。	連携部署と連携し、平成29年度4月からシステムの運用を開始する。	システムを有効に活用するため中心となる防災課など関連部署との連携を図る。
②	実践に即した建物調査及び罹災証明書発行訓練を行う。	平成29年3月「研修会」を実施する。	継続して実践に即した研修会を開催する。
③	都や他区市町村の動向を把握する。	都が主催する被災者生活再建支援システムを用いた研修（全7回）、総合防災訓練（罹災証明発行訓練）に参加した。	東京都被災者生活再建支援システム利用協議会や総合防災訓練を通じて、相互応援体制を構築していく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
推進	推進	被災者の生活再建を支援するためには、罹災証明書を遅滞なく交付することが必要不可欠であり、効率的に証明書を発行する体制づくりを進める。

議会（要旨）	○平成28年度6月 罹災証明書の発行体制の強化について
--------	-----------------------------